

令和 5 年度 大津市立田上中学校いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月 5 日改訂版

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、田上中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下、「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」 この基本理念に則り、本校では、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、いじめ防止基本方針を定めました。

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。本校では、教育目標として『た』くましい生徒（意）『な』かのよい生徒（情）『か』んがえる生徒（知）『み』ずから行う生徒

（行）を掲げ、意欲・活気に満ち溢れ、笑顔広がる学校を目指して取り組んでいます。全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごすことができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以下に示す取り組みを進めます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義しています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

① いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の取り組みが重要です。本校では、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭・地域、その他の関係者が一体となって未然防止のための継続的な取り組みを進めます。

そのひとつとして、本年度開設となる「田上中コミュニティ・スクール」において熟議の際の議題のひとつとして取り上げ、協議・協働することとします。また、地域でのボランティア等の機会を生かして多くの眼で子どもを見守り、連携し、いじめの未然防止や早期発見に努めます。今後も地域でのボランティア活動を実施することで、

A. 活動で認められたという自信によって自己肯定感を高め、子どもを笑顔にさせる。

B. 認め合いから生まれる自信が豊かな心を育み、いじめ撲滅の基盤となる「他者を思いやる気持ち」を校内に醸成する。

などの効果が期待できます。

また、令和元年度より、校区内小学校と連携し、本校生徒会と6年生が「田上学区いじめSTOP交流会」と称して、いじめ防止の取り組みを交流する場を設定しています。本年度も、この活動を継続し、小学校間の仲間作りと中学校生活のスタートにあたり生徒の不安を取り除く活動として実施します。

さらに、様々な活動を通して、自尊感情を高め、他者を思いやる集団づくりを進める中で、「他者を思いやる雰囲気」を一層醸成し、いじめの撲滅につなげていきます。そして、こうした取り組みを基に、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性などを育み、生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。加えて、生徒の自主的・自治的な活動を進め、生徒会活動を中心に、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	STOP いじめプロジェクトの実施（生徒会） 校区内小学校と連携したいじめ STOP 交流会の実施
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	毎週水曜日あいさつ運動の実施クラスのいじめゼロ宣言に関わる取り組みの実施

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	校内外のボランティア活動の推進
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	学校全体で命の尊さに関する道徳授業を実践
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	道徳の授業の充実
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	SC や外部講師による授業の実践
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	ユニバーサルデザインを意識した学級づくり
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	生徒会活動の充実や各学年に応じた人権学習の充実
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	保幼小中連携の推進
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	PTA と連携し、外部講師による情報モラル教育の実施

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	いじめ対策に関する校内研修の充実と組織対応の確立
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	職員研修における周知
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	各種研修への参加

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと把握するために始業前、業間など、きめ細やかな見守り活動を実施し、教職員間で迅速に情報を共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。そのうえで、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、学期ごとに定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室やスクールカウンセラーの活用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	毎学期、学校生活アンケート調査の実施
b	子ども支援コーディネーター教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	学年ごとのホワイトボードを活用し、発生している事案に即座に対応 全学年の日常の情報を日報で共有
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	教職員による見守り・いつでも相談の実施及び情報交流
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	心のアンケートの実施。毎学期、1回教育相談の実施
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	学校や家庭での様子について情報交換
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	学校通信や生徒指導通信において情報発信

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	定例会で情報交換を行う
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	毎月、小中連携会議で小学校との情報交換。学期に一度、「田上の子どもを見つめる会」を通して保幼小中、児童館などの意見交流会の実施

③ いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まらないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	(定期) 生徒指導部会・教育相談部会・いじめ対策委員会の開催 (緊急) いじめ対策委員会の開催

b	いじめ事案の解決に向けた対応	いじめ対策委員会・拡大委員会の開催
c	ネット上のいじめへの対応	関係機関との連携
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	アンケート内容や回収方法など、プロジェクトで協議及び実施
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	必要に応じて、SC 等の専門家、関係機関と連携し情報を提供

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効性のあるものにするため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

I. 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時は緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

II. 構成員

【いじめ対策委員会】

構成員は、管理職、教務主任、学年主任、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、児童生徒支援加配教員、教育相談担当、養護教諭とします。(常任メンバー)

なお、個々の事案に応じて、常任メンバーに加え、スクールカウンセラー及び、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

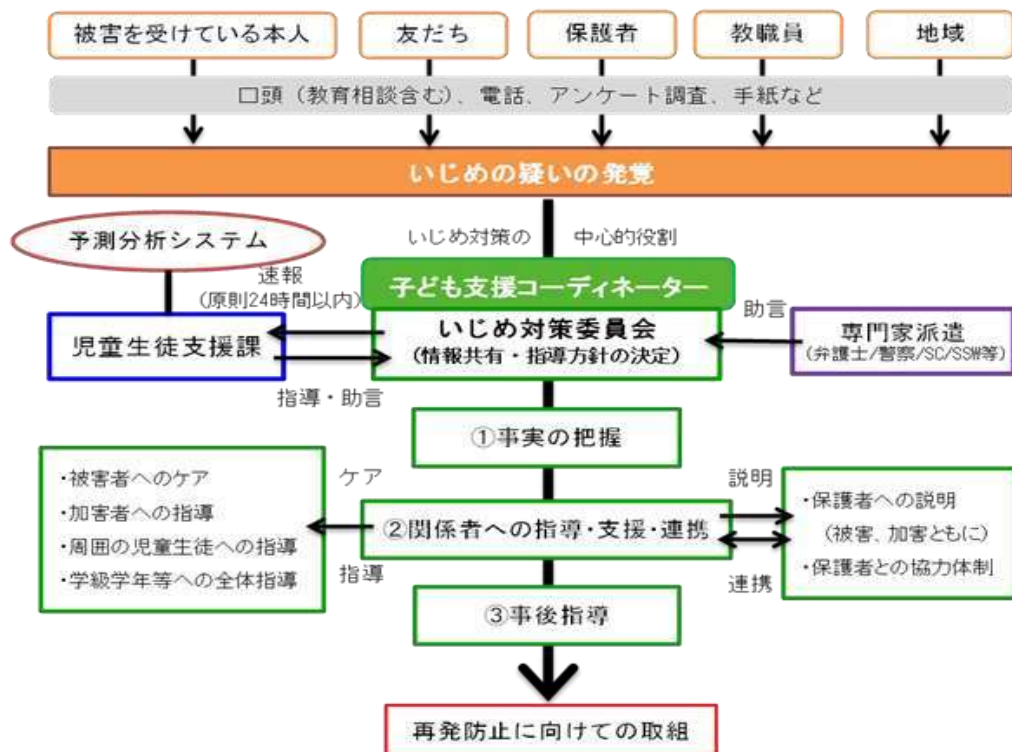
【拡大いじめ対策委員会】

構成員は、常任メンバー等の学校教職員に加え、田上中コミュニティー・スクールの構成員である、PTA会長、自治連合会長、青少年育成学区民会議会長、民生委員児童委員協議会会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

Ⅲ. 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

Ⅳ. いじめ事案対応フロー図



3 その他、いじめの防止等のための対策に関する重要事項

Ⅰ. 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

Ⅱ. 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈生徒理解・教職員の感性〉(①・②・③) 生徒会のいじめ防止の啓発(①) 希望制保護者懇談会(④)	・教職員のいじめ防止に対する意識の高揚
5	職員会議(①・②・③・④) 学校生活アンケート調査の実施(②)	・いじめ防止基本方針の確認並びに徹底
6	いじめ防止啓発月間(①・④) 情報モラルに関する取り組みの実施(①) 心のアンケートの実施(②)⇒教育相談(②・③) 学校運営協議会(④) 拡大いじめ対策委員会(④) 「田上の子どもを見つめる会」(④)	・生徒会を中心にした取り組みの実施
7	保護者懇談会(④) 生徒会のいじめ防止の啓発(①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④) 生徒会のいじめ防止の啓発(①)	
9	生徒会のいじめ防止の啓発(①・④)	・生徒会を中心にした取り組みの実施
10	いじめ防止啓発月間(①・④) 学校生活アンケート調査の実施(②) 「田上の子どもを見つめる会」(④) いじめ問題や人権教育等に係る授業(①)	
11	心のアンケートの実施(②)⇒教育相談(②・③) 生徒会のいじめ防止の啓発(①)	・小学校の児童会と連携した取り組みの実施
12	保護者懇談会(④) 生徒会のいじめ防止の啓発(①)	
1	学校生活アンケート調査の実施(②) 学校協力者会議(田上中をよりよくする会)(④) 拡大いじめ対策委員会(④)	
2	心のアンケートの実施(②)⇒教育相談(②・③) いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④) 「田上の子どもを見つめる会」(④)	
3	いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④)	

年間 を通じて	朝のあいさつ運動、定期的な登下校指導（①・②） 日常的な「いつでもどこでも相談」（①・②） いじめ対策委員会（①・②・③） 生徒の地域行事へのボランティア参加（①・④） 毎月１回小中連携会議（④）	